

## 資料1

### 芦屋町地域包括ケア推進委員会 委員長・副委員長の選出について

芦屋町地域包括ケア推進委員会設置条例第3条第2項では、委員会に、委員の互選による「委員長」及び「副委員長」を置くことを定めています。

今回の会議は、委員改選後、初めての委員会開催となりますので、委員長及び副委員長の選任を行う必要がありますが、書面会議となり皆様にお集まりいただくことができないため、下記のとおり事務局から委員長、副委員長をお願いしたいと考えていますので、賛否のご意見をお願いします。

#### 記

#### 委員長・副委員長選任案（事務局案）

- 委員長 中村 貴志 委員（再任）
- 副委員長 小徳 薫 委員（新任）

#### 参考

#### ○芦屋町地域包括ケア推進委員会設置条例（抜粋）

#### 第3条 （省略）

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

#### 第4条 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。